

ご 説 明 資 料

2 0 2 2 年 1 月 1 7 日

一般社団法人全国地方銀行協会

地方銀行とゆうちょ銀行

地方銀行(当協会会員行合計)

○店舗数 7,754店
(1行平均 125店)

○ATM台数 31,394台
(1行平均 506台)

○役職員数 127,727人
(1行平均 2,060人)
(1店舗平均 16.5人)

○預金(国内店) 305兆円
(1行平均 4兆9,265億円)

(2021年3月末現在)

ゆうちょ銀行

○店舗数 23,815店
(銀行代理業を営む郵便局を含む)

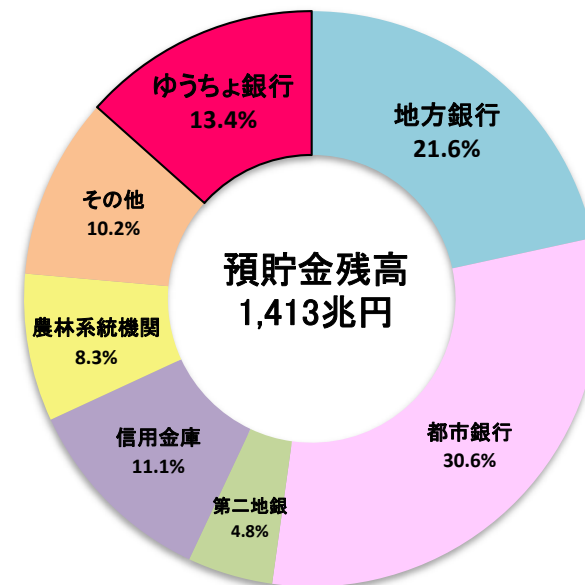
○ATM台数 31,901台

○役職員数 109,170人
(1店舗平均 4.6人)
(日本郵便の金融窓口事業従業員数を含む)

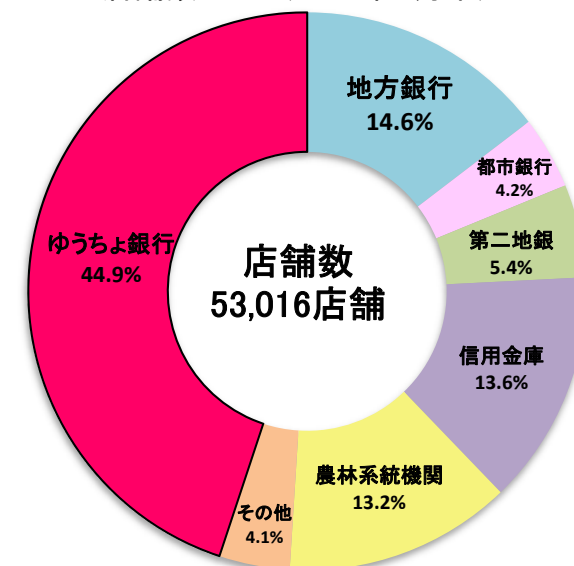
○貯金 189兆円

(2021年3月末現在)

預貯金シェア(2021年3月末)



店舗数シェア(2021年3月末)



基本認識

【郵政民営化法】

第1条(目的)

「民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねる」

第2条(基本理念)

「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ」、
「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」



この趣旨を踏まえて、郵政民営化を進めるためには、次の4つの視点が重要。

1. 公正な競争条件の確保

2. 適正な経営規模への縮小

3. 地域との共存

4. 利用者保護

私たちの考え方 ①公正な競争条件の確保

- ・ 郵政民営化法は、「日本郵政が保有する金融2社の株式は、全部処分を目指し、できる限り早期に処分する」旨を定めている(第7条)。
- ・ 金融2社の株式の5割処分後、新規業務については認可制から届出制に移行する(郵政民営化法第110条の2)。

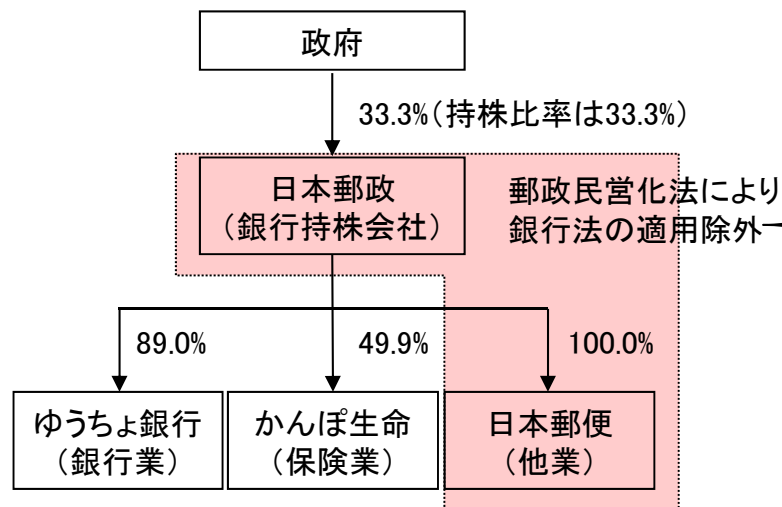
- ❑ 政府が間接的にゆうちょ銀行株を保有している間は、民間金融機関との公正な競争条件が確保されたとは言えない。
- ❑ 日本郵政株については、政府の保有割合が3分の1程度(郵政民営化法の下限)まで低下したものの、ゆうちょ銀行株については、依然として日本郵政が89.0%を保有している。
- ❑ 日本郵政は、昨年5月に公表した中期経営計画「JPビジョン2025」の中で、「金融2社株式は中計期間中のできる限り早期に保有割合50%以下とすることを目指す」としているものの、その後については、「検討を進めていく」とするのみ。ゆうちょ銀行が、昨年11月に公表した「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」においても、株式の全部処分に向けた具体的な計画等は明らかにされていない。
- ❑ 郵政民営化法は、「全部処分を目指し、できるだけ早期に処分する」ことを定めているのであって、「50%以下とすること」を求めているわけではない。日本郵政のゆうちょ銀行株式の保有割合が50%をわずかに下回る状態は、政府の関与(「暗黙の政府保証」)を残したまま、新規業務の事前届出制への移行により業務の自由度を高めることとなり、不適切。
- ❑ 郵政民営化委員会の意見書は、日本郵政に対し、「全株式処分に向けた方針やロードマップを明らかにする取組」を求めている。早期に、ゆうちょ銀行の株式の全部処分に向けた具体的な計画が示され、その実行が担保されることを強く希望する。

私たちの考え方 ①公正な競争条件の確保

- 銀行持株会社に対しては、子会社も含めた業務範囲規制が課されている（銀行法第52条の21、第52条の21の2、第52条の23、第52条の23の2、第52条の24）。
- 郵政民営化法は、特例として、「日本郵政がゆうちょ銀行を子会社とする銀行持株会社である場合は、業務範囲規制は適用されない」としている（第64条、65条、66条）。

□ 日本郵政グループは、金融2社の金融業務と民間の銀行グループに認められていない非金融業務をグループ一体となって推進しており、この点においても公正な競争条件が確保されていない。

日本郵政グループ（数字は議決権保有割合）

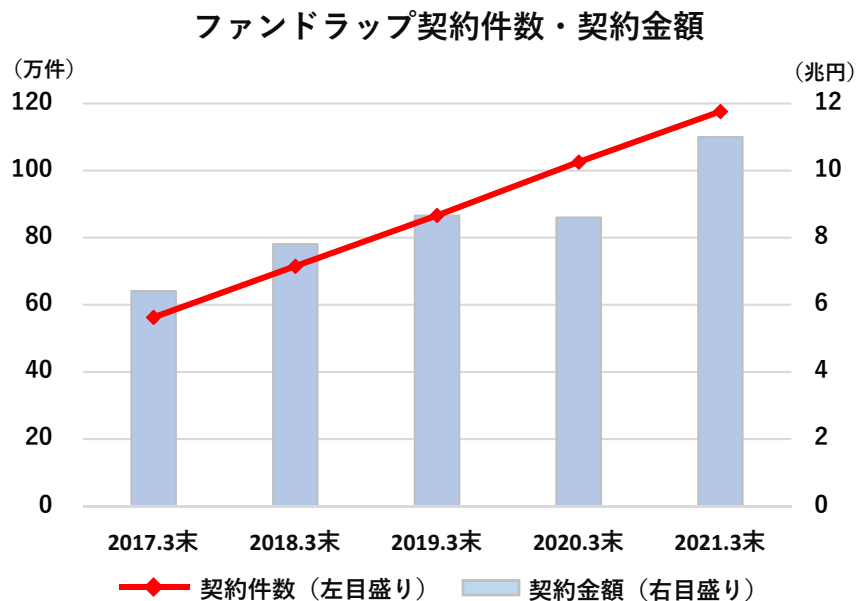


〔出所：日本郵政グループ各社の公表資料に基づき、当協会作成〕

企業名	主な業務
日本郵政	・グループの経営戦略策定 ・不動産業 —日本郵政不動産（日本郵政子会社）が実施 ・病院（逓信病院）の運営 ・宿泊施設（かんぽの宿）の運営
日本郵便	・郵便・物流 ・金融窓口業務 ・国際物流 ・物販 ・生活支援サービス（みまもりサービス等）
ゆうちょ銀行	・銀行業
かんぽ生命	・保険業

私たちの考え方 ②適正な経営規模への縮小

- 私たちは、かねてより、国際的に類を見ない規模に肥大化した郵貯事業の適正な規模への縮小を求めている。こうした中、完全民営化に向けた具体的な道筋が明らかにされないまま、2020年12月のフラット35直接取り扱い等につき、立て続けに新規業務の認可申請が行われたことは誠に遺憾。
- 投資一任契約（いわゆるファンドラップ）の締結の媒介の取り扱いについて、既に民間金融機関が様々な商品を提供している個人向け資産運用サービスの市場において、政府出資の残るゆうちょ銀行が業容を拡大することとなり、郵政民営化法の目的に反するため、認められるべきではない。
- ファンドラップは、民間金融機関が徐々に取り扱いを開始している商品であり、ゆうちょ銀行の圧倒的な顧客基盤（1億2,000万の通常貯金口座数、189兆円の貯金残高）を踏まえれば、民業圧迫に繋がりにかねない。



出所：日本投資間業協会「統計資料（2021年3月）」

- ゆうちょ銀行は、投資一任サービスを既存顧客に提案することを想定。
 - 現在、同行で投資信託を購入している顧客を想定。
- 2025年度末までに0.9兆円程度の残高を見込む。

私たちの考え方 ③地域との共存

- ゆうちょ銀行と民間金融機関が、地域活性化やお客さまの利便性向上等を目的とした連携・協調を進めていることは、意義がある。引き続き、各地でこうした取り組みが進むことを期待する。
 - 今回の新規業務の認可申請が、ゆうちょ銀行と民間金融機関による地域活性化に向けた連携・協調の動きに水を差し、これまで積み上げてきた信頼関係が損なわれることを懸念。
 - こうした動きに水を差すことのないよう、郵政民営化委員会および関係当局において、公平かつ適正な審議・検討が行われることを希望する。
- ・ 地方銀行は、各行の経営判断のもと、それぞれの経営基盤を活かして、ゆうちょ銀行との様々な連携を進めている(次頁参照)。

日本郵政グループと地方銀行との連携・協調事例

※2020年6月以降の事例を掲載

〔出所：地方銀行各行、ゆうちょ銀行のニュースリリース〕

ファンドへの共同出資等

「令和元年台風及び新型コロナウイルス等被害東日本広域復興支援投資事業有限責任組合」(北海道銀行、青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、七十七銀行、秋田銀行、北都銀行、荘内銀行、山形銀行、東邦銀行、常陽銀行、筑波銀行、足利銀行、群馬銀行、武蔵野銀行、きらぼし銀行、横浜銀行、第四北越銀行、山梨中央銀行、八十二銀行、静岡銀行、清水銀行)(2020.1設立、2020.6拡大)

「日本協創2号投資事業有限責任組合」(東邦銀行)(2021.3設立、ゆうちょ銀行の出資は2021.11)

「近畿中部広域復興支援投資事業有限責任組合」(北陸銀行、富山銀行、福井銀行、十六銀行、三十三銀行、滋賀銀行、京都銀行、関西みらい銀行、池田泉州銀行、南都銀行、紀陽銀行、但馬銀行)(2020.7設立)

「ひょうご神戸スタートアップ投資事業有限責任組合」(但馬銀行)(2021.3設立、ゆうちょ銀行の出資は2021.4)

「日本共創プラットフォーム」(群馬銀行、山口フィナンシャルグループ、伊予銀行)(2020.5設立、ゆうちょ銀行の出資は2020.12)

「カーボンニュートラルファンド1号投資事業有限責任組合」(常陽銀行、百五銀行)(2021.12設立)

「みやこ京大イノベーション2号投資事業有限責任組合」(滋賀銀行、京都銀行、池田泉州銀行)(2019.10設立、ゆうちょ銀行の出資は2020.10)

「大分VCサクセスファンド6号投資事業有限責任組合」(大分銀行)(2020.6設立、ゆうちょ銀行の出資は2021.9)

「ドーガン・リージョナルバリュー投資事業有限責任組合」(山口フィナンシャルグループ、福岡銀行)(2020.12設立)

プロジェクトファイナンス

「三井住友銀行『SDGsグリーンローン』によるプロジェクトファイナンス」(参加者：常陽銀行、鳥取銀行、山陰合同銀行、中国銀行、伊予銀行)(2020.8)

「栃木県PFI事業向けプロジェクトファイナンス」(アレンジャー：足利銀行、参加者：常陽銀行、群馬銀行、百五銀行)(2020.8)

「郵便局のみまもりサービス」の紹介

(池田泉州銀行)(2021.9)

ATM関連

ATM提携(全62行)

郵便局内に、銀行ATMを設置
(きらぼし銀行)(2020.12)

郵便局内に、銀行ATMを設置
(南都銀行)(2021.3)

郵便局内に、銀行ATMを設置
(紀陽銀行)(2021.7)

郵便局内に、銀行ATMを設置
(十八親和銀行)(2022.1予定)

コラボATM(ATM利用手数料の相互軽減)の運用開始(大垣共立銀行)(2020.9)

郵便局における銀行手続事務等の受付・取次

(南都銀行)(2021.3)

私たちの考え方 ④利用者保護

- ❑ 日本郵政グループにおいては、保険や投資信託の不適切な営業活動により、お客さまが経済的不利益を被る事案が多数発生。
- ❑ ゆうちょ銀行が新規業務を開始する前提として、既存業務を含め、グループ全体のガバナンスやコンプライアンスの機能強化、適正な営業推進態勢の確立に向けた取り組み等、顧客本位の業務運営が徹底されるための十分な態勢整備が行われることが必要。
- ❑ 特に、投資一任契約の締結の媒介業務を行うにあたっては、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保する観点から、顧客属性や取引実態を的確に把握し得る顧客管理態勢を確立するとともに、顧客に対する適切な商品説明や法令遵守の徹底を図るための社員教育が重要。関係当局や郵政民営化委員会においては、少なくとも、適正かつ十分な態勢の整備が確保されていることを確認するまで、新規業務の取り扱いを認めるべきではない。
- ❑ また、業務実施後においてもそれらが適切に機能しているか、新規業務のみならず既存業務も含めて顧客本位の業務運営が徹底されるための十分な態勢整備がなされているか、関係当局や郵政民営化委員会に継続的にモニタリングいただくことが必要。